

令和2年4月4日
皇學館大学長 河野 訓

本学が高等教育機関の使命として、皆様に提供をお約束しております教育サービス（教育サービスとは授業提供のみではなく、教員採用試験支援、就職活動支援、部活動支援等を含みます）を、新型コロナウイルスの感染拡大状況に細心の注意を払いながら、全力を挙げて、学年暦通り提供できますよう取り組んでおりますことについて、説明させていただきます。

大学の春学期授業の取り扱いについては、専門家による提言や、国、自治体からの要請を踏まえながら、それぞれの大学の所在する地域の状況、在学生の出身県の割合（本学は在学生の75%が三重県内出身です）や在学生数などを考慮して、それぞれの大学の実情に合った、そして今後の感染拡大状況への見通しを踏まえた判断が求められております。

※本学では新2年～4年生に対して、春休み私費での海外渡航の有無を調査、海外渡航有と回答のあった12名に対して、11名は既に帰国後2週間を経過し健康状態にも異常無いことを確認。残り1名に対して自宅での2週間の健康観察を要請。結果全員健康状態に異常なしでした。

※感染者数が拡大しているエリアから入学予定の学生に対して、不安がある場合は事前相談を要請、健康状態に異常ある場合は登学自粛を要請済み。

※帰省先が感染者が拡大しているエリアの学生に対して、不安がある場合は事前相談を要請、異常ある場合は登学自粛を要請済み。

新聞社各社の報道に基づきますと、新型コロナウイルス対策を検討する政府の専門家会議（座長＝脇田隆宇・国立感染症研究所長）は4月1日、感染拡大に応じて3地域に分けて対応する考え方を示しました。その分類によれば、感染者数が都道府県単位で発表されておりますので、三重県は県レベルでは「感染確認地域」（4月3日現在12人）で「一定程度の増加幅に収まり、あまり増加せず」のエリアに該当します。その場合の対応は、「屋内で50人以上の集会に参加しないなど」との提言です。

本学は、この提言を市レベルで捉えた場合、「感染未確認地域」にあたる伊勢市は、「感染拡大のリスクが低い。活動は注意しながら実施」に該当していると判断いたしました。

そこで本学では、別にお示いたしますような内容の対策を徹底させることを前提に、学生の学修機会を維持し、とりわけ卒業年次の学生が不測の不利益を被ることがないように、当初の学年暦通りに春学期の授業を開始することを決定、そのための行事・準備を粛々と進めております。

大学によってそれぞれ状況が異なりますが、学生の登学禁止を前提とする措置をとることは、現在のところ本学にとりましては、最善の選択ではないと判断いたしました。

登学を禁止された学生の日中の行動を大学で、指導することは困難であり限界があるためです。幸いにも国内における10代、20代の若者は、これまでクラスター発生が報告されております空間以外での感染はほとんど報告されておらず、基礎疾患を持つ者を除けば、重症化例も皆無であり、また専門家会議の提言でも、子供は「感染拡大の役割をほとんど果たしていない」とし、学校の休校や再開の判断は地域や生活圏ごとの蔓延状況を踏まえることが重要、とされており、伊勢市における小中高各校も通

常通り始業予定です。

今後、三重県内、伊勢市内においても、感染源や感染者との濃厚接触が特定し難いような事態に発展することも考えられはいたしますが、その時にも、少なくとも日中における学生の行動を学内で把握可能とおきますことは、感染経路の迅速な把握に繋がり、学外の方々の安心にもつながるものと考えます。

また本学におきまして今後休校等の措置が必要となった場合にも、本来所定の授業回数分の授業を提供できますように、ネットを介した授業方法等の準備も進めておりますことをあわせてご理解ください。

ご参考として、令和2年4月1日付で文部科学省高等教育局長より発信されました「大学等における臨時休業の実施に係る考え方等について（周知）」の内容を一部抜粋して以下にお示しいたします。

1. 学生又は教職員の感染が判明した学校の臨時休業の考え方について

学生又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断することとなります。

※学校保健安全法（昭和33年法律第56号）（抄）

（臨時休業）

第20条 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

この場合、感染の事実や感染者の人数のみで臨時休業を判断するのではなく、学校内に既に感染が拡大している可能性や今後拡大する可能性について、個別の事情をみながら、臨時休業すべきか否かを判断します。具体的には、以下のとおりです。

ア. 学校内における活動の態様

- ・感染者が、学校内でどのような活動を行っていたかを確認します。屋外で主に活動していた場合と、狭い室内で特定の少人数で過ごしていた場合、不特定多数との接触があり得た場合など、活動の態様によって感染を広めているおそれは異なってくることから、感染者の校内での活動状況などを確認します。

イ. 接触者の多寡

- ・上記「ア.」と同様、不特定多数との接触があった場合などは感染を広めているおそれが高まることから、接触者の多寡を確認します。

ウ. 地域における感染拡大の状況

- ・地域において、感染者が出ていない場合や、地域における感染経路がすべて判明して、学校関係者とは接点が少ない場合などには、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

エ. 感染経路の明否

- ・ 学校内で感染者が複数出た場合、学校内で感染した可能性もあり、臨時休業を実施する必要性は高まります。
- ・ 一方、感染経路が判明しており、学校外で感染したことが明らかであって、他の学生や教職員に感染を広めているおそれが低い場合には、学校の臨時休業を実施する必要性は低いと言えます。

オ.その他

- ・ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくることなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難です。感染者が発生した場合には上記の点に留意して個々の事例ごとに学校の臨時休業の必要性、実施する場合の規模や期間について、衛生主管部局と十分に相談の上、検討してください。
- ・ なお、臨時休業の実施の判断に当たっては、遠隔授業の活用を検討していただき、その結果、自宅における遠隔授業の実施が可能である場合には、そもそも、当該授業科目に係る大学の活動については、臨時休業の必要性はないものと判断できる可能性があります。当該授業の具体的な実施形態（一部の学生に対しては、教室における面接授業を行う等）によっては、更に大学内における感染が拡大する可能性もあることから、当該授業も含む臨時休業の実施に係る具体的な判断に当たっては、都道府県等の衛生主管部局と相談していただくようお願いいたします。

2. 感染者がいない学校も含めた、地域一斉の臨時休業等の考え方について

現在、地域によっては、新規感染者数や感染経路が明らかでない感染者が急激に増加している地域も出てきている状況です。4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）の提言では、「感染拡大警戒地域」について次のように示しております。

『①「感染拡大警戒」地域

- 直近1週間の新規感染者数やリンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して大幅な増加が確認されているが、オーバーシュート（爆発的患者急増）と呼べるほどの状況には至っていない。また、直近1週間の帰国者・接触者外来の受診者についても、その1週間前と比較して一定の増加基調が確認される。
- 重症者を優先する医療提供体制の構築を図ってもなお、医療提供体制のキャパシティ等の観点から、近い将来、切迫性の高い状況又はそのおそれが高まっている状況。』

このような地域においては、感染拡大を抑える観点から、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組（行動変容）を徹底するため、自治体首長から、外出自粛要請や、集会・イベント・会食などの行動制限メッセージの発信等がなされることが考えられますが、その際には、学校の運営のあり方についても、以下のとおり検討する必要があると考えられます。

(1) 学校運営上の工夫について

大学等への通学にあたって、電車や路線バス等の公共交通機関による通学をしている学生が多い場合には、通学中に学生に感染が生じたり、学生から感染が拡大したりする可能性が高まります。このため、公共交通機関による通学をしている学生が多い大学等においては、例えば、通勤時間帯を避けられるよう、授業の開始時間を遅らせることや遠隔授業の活用について検討するなど、学生の通学を介した感染の拡大防止についても、適切に対応いただきますようお願いいたします。

同様に、公共交通機関による通勤をしている教職員が多い大学等においても、在宅勤務や時差出勤等の工夫について検討することが考えられます。なお、遠隔授業を教員が自宅において実施することは、面接授業に相当する教育効果が認められる場合には、法令上可能であることを申し添えます。

(2) 臨時休業をする場合の考え方について

4月1日に示された専門家会議の提言では、「感染拡大警戒地域」においては、「その地域内の学校の一斉臨時休業も選択肢として検討すべきである」とされています。

このことも踏まえ、地域の感染状況に応じて、自治体の首長が地域全体の活動自粛を強化する一環として、学校の設置者に臨時休業を要請することも考えられます。この場合には、他の社会・経済活動の一律自粛と合わせて行うことにより、その効果が発現されるよう留意することが必要です。

なお、今後、日本のどこかの地域で「オーバーシュート」(爆発的患者急増)が生じた場合には、令和2年3月19日に専門家会議で示された見解に基づき対応することとなります。

3. 感染拡大防止のための適切な注意喚起・情報提供について

令和2年3月31日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための学生への周知徹底について(依頼)」において依頼している通り、在籍学生に対し、臨時休業を行うか否かに関わらず、夜間も含め、密閉空間、密集場所、密接場所の3つの条件が同時に重なるような場所に行くなど、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう、学生等に適切に注意喚起を行うとともに、新たな海外渡航の自粛、及び、検疫強化対象地域から帰国した場合の14日間の待機要請等について、適切に周知徹底を行うようお願いいたします。

また、専門家会議の「新型コロナウイルス感染症対策の見解」として、厚生労働省のHP (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00011.html) には、「これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させていない」ということ。

「これまでにわかってきたデータでは、感染が確認された症状のある人の約80%が軽症、14%が重症、6%が重篤となっています。しかし、重症化した人も、約半数は回復している」とされています。